

大阪での裁判員裁判の開始にあたっての会長声明

平成21年9月8日と9日の2日間、大阪ではじめての裁判員裁判が行われた。事案は覚せい剤の営利目的輸入という日常的ではない事件であったが、裁判員の方々は2日間にわたるこの事件を誠実かつ真剣に審理され、その職務を全うされた。量刑の評議にあたって、裁判員の方々が市民の感覚にもとづき裁判官と対等な立場で議論されたことと確信している。

6名の裁判員、2名の補充裁判員の方々に改めて敬意を表する次第である。

さて、裁判員裁判により、法廷審理は大きく変わった。

弁護人は、法廷で被告人のために裁判員と裁判官を説得することに全力を傾けていた。検察官もいわゆる専門用語や慣例的な言い回しを避け、あるいはわかりやすく言い換えるなど努力していた。当事者双方が長々とした書面に頼ることなく、口頭でわかりやすく主張し、立証することに努めていた。

このような審理を見る法廷での裁判員の方々の真剣なまなざしは、形式的だと言われることもあったこれまでの刑事裁判に新たな命を吹き込んだ。この2日間の裁判は、裁判員裁判の導入が、わが国の刑事裁判を変革し、よりよい司法を作っていく第一歩にふさわしい裁判であったといえる。

なお、裁判員裁判には、克服していかなければならない課題がある。たとえば、自白の任意性や信用性をめぐって不毛な水掛け論を防ぎ、冤罪を防止するために、取調べの可視化（取調べ全過程の録画）を早急に実現しなければならない。また、裁判員の守秘義務をゆるやかにする必要もある。迅速を強調するあまり、拙速な裁判となり、被告人の権利が害されないように注意する必要もある。当会は裁判員裁判の問題点について、さらに検証をすすめる所存である。

そして、私たち弁護士は、充実した裁判員裁判を実現して被告人の利益を守るために、さらに技術を磨く必要がある。

当会は、大阪での裁判員裁判の開始にあたって、今回の裁判員裁判の成果を活かし、さらによりよい裁判員裁判を実現していくために、努力をつづけていくことを決意する。

2009年（平成21年）9月14日

大阪弁護士会
会長 畑 守 人